

「知的財産推進計画 2019」の策定に向けた意見募集における主な意見
(模倣品・海賊版対策関連)

※ 本資料は、寄せられた意見の中から、模倣品・海賊版対策関連の主な意見を抜粋したのになります。寄せられた意見については、知的財産戦略本部 HP 内において公表しておりますので、そちらもご参照下さい。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2019/index.html>

公益財団法人日本関税協会 知的財産情報センター

- ・個人使用目的を悪用した模倣品等の輸入を規制するためには、「業としての輸入」に、『業として販売する海外の事業者から輸入する行為』（いわゆる BtoC 取引）を含めるよう、解釈の変更を含む抜本的な対策を図っていただきたく要望いたします。

日本知財学会コンテンツ・マネジメント分科会

- ・個人輸入による模倣品・海賊版の拡散を防ぐ法的整備が必要。
- ・リーチサイトに限らず一般的な SNS 等のリンクを介して模倣品や海賊版等の違法物品が拡散していることから、これらをテイクダウンできるようにする法的整備が必要である。例えば、不正競争防止法での立法を検討されたい。
- ・海賊版サイトの実態、資金の流れ、実効性のある対策に関する調査が必要。
- ・海賊版サイトに対する広告出稿を停止・予防できる法的整備が必要。
- ・海賊版の被害で最も重要なのは正規版のリリース後から数日の期間であることから、高速かつ自動で発見し削除できるシステム開発が必要。
- ・EC サイトにおいて、模倣品を自動的に発見し通知できるシステムの開発が必要。
- ・海賊版サイトにどのコンテンツが掲載され、閲覧されているかなどについて検証できるシステム開発が必要。
- ・インターネット上の海賊版対策に関する検討会議（TF）で議論されたすべての海賊版対策について効果を調査・検証する必要がある。
- ・海賊版対策において、憲法上の「通信の秘密」を侵す場合がどのようなものであるか調査を行う必要がある。

一般社団法人日本音楽著作権協会

- ・「「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」（座長）検討状況報告（別添）中間とりまとめ（案）（第9回会合修正反映版）」（2018年10月30日開催 知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会コンテンツ分野会合（第1回）資料1-2）の「インターネット上の海賊版サイトに対する総合対策」について、官民一体でその効果を検証し、検討を進めるべき。
- ・リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為への対応については、早急な立法措置が望まれます。その際、適法なコンテンツへのリンク情報等を一定数掲載する（リーチサイト等を「グレー」な状態にする）ことによる責任逃れを許さないようにすることが肝要です。また、サイト・アプリ全体についての差止請求を可能とすべきです。

- ・海外のリーチサイト等については十分な対策が行えない可能性があるため、「インターネット上の海賊版サイトに対する総合対策」の検討と並行して、実効性のある侵害対策の一つとしてサイトブロッキングの法制化についても検討を進めるべき。

一般社団法人日本映像ソフト協会

- ・コンテンツの海外展開の促進と国境を越えた著作権侵害対策への支援を要望する。

一般社団法人日本民間放送連盟

- ・放送コンテンツに限らず、コンテンツの違法配信対策を実効的に進めるうえでは、▽プロバイダを始めとするインターネット事業者等を含む関係者の積極的な協力、▽被害者である権利者側の過度の人的・経済的負担の軽減と解消、▽コンテンツの利用者や国民の理解の醸成が欠かせない。また、違法配信対策の対象とするコンテンツについては、有償、無償の別で保護の要否を判断すべきではない。こうした考え方のもと、リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応については、表現の自由に十分留意しつつ、適切な法整備を推進されたい。併せて、海外のサーバーやウェブサイトから日本に向けた違法配信については、発信国との間で捜査機関や外交ルートとの連携を進め、国家間レベルでの解決を推進されたい。

日本美術著作権協会

- ・近年は著作権に関する意識が徐々に高まってきていることを感じております。他方、著作権管理の仕事上で気付くことは、美術の分野に於いてはまだ著作権に関する意識の低さが目立ちます。美術関連のメディアや学芸員の方々でさえ基本的なことを理解していないケースがあります。著作権に関する教育がより広範になされること、特に学芸員資格や教員資格等に於いては著作権の知識を必須科目として頂きたい。
- ・インターネット上には美術作品画像が氾濫しています。不法に著作権を使用しているサイトに公衆送信権等を知らせて削除をお願いしても、弊協会のような小規模の組織では是正するには限度が有ります。インターネット・メディアが責任をもって管理するような法的制度を整えて頂きたい。

YKK 株式会社

- ・模倣品の個人使用目的の輸入について、多くの権利者等が速やかな制度改定を望んでいる。知的財産推進計画 2018 に「模倣品の個人使用目的の輸入について」が明示されたが、次年度以降も、具体的な対応を継続して頂きたい。
- ・権利者をはじめ、B.P.P. ワークショップに参加している模倣品の個人使用目的の輸入について改定を求める団体は、この問題を速やかに改善するため関係省庁等に協力することができる。
- ・法律の改正など形態は問わないので、「模倣品の個人使用目的の輸入について」引き続き検討して頂くことを強く要望する。

一般社団法人日本レコード協会

- ・EU では、2018 年 9 月、大量の UGC（ユーザー生成コンテンツ）を公開する動画投稿サイト運営事業者について、権利者との契約締結と無許諾配信の防止を求める新指令案（デジタル単一市場における著作権指令案）が欧州議会で可決され、現在、理事会・欧州議会・欧州委員会の三者間で条文協議が行われている。我が国において

も、EU等の動向も踏まえながら、動画投稿サイトに係る法的ルールの在り方について、法的ルールの見直しの検討を行うべきである。

- ・インターネット上の著作権等侵害は依然として深刻であり、複合的に対応方策を講じる必要があるが、その一つとして、リーチサイト、リーチアプリによる侵害コンテンツへの誘導を実効的に規制する必要がある。

一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）

- ・「海賊版サイトへのブロッキングに関する法制度整備」を含めた、総合的な海賊版サイト対策に関する議論の継続を要望する。
- ・海外発の悪質な海賊版サイト対策については、議論を継続し、早急に効果的な措置が実現されるよう要望する。
- ・新たに5G時代を迎えるにあたり、海賊版サイト問題は今後さらに深刻な状況となることは明らかである。問題は解決しておらず、ここで議論を止めるべきではない。
- ・サイトブロッキングについては、濫用の恐れを指摘する意見もあるが、司法によるサイトブロッキングであれば権利者や行政機関が独断できるものではなく、その指摘は当たらないと考える。海賊版サイトへの有効な対策の1つとして、サイトブロッキングの法制度整備についてぜひ前向きな検討の継続を要望する。

（一社）日本映画製作者連盟

- ・「リーチサイト対策」としてリーチサイト規制の今通常国会での法制化を強く要望致します。加えて、「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」の中間まとめ案に記載されました「国際連携・国際執行の強化」「広告出稿の抑制」「アクセス警告方式」などの諸策を実行して頂くとともに、悪質な海賊サイトに対するブロッキングに係る法制度整備についても検討して頂くことを希望致します。

一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

- ・平成30年度文化審議会著作権分科会報告書におけるリーチサイトなどにおける侵害コンテンツへの誘導行為を著作権侵害とする提言について、早期の法改正を要望。また、「侵害コンテンツを拡散するためにリンクを張る行為そのもの」に関する継続的な検討を要望。
- ・いわゆる「マジコン」や「カスタムファームウェア」などの技術的保護／制限手段を回避する機器・プログラムについて、税関における効果的な水際取締りの徹底および「個人使用目的」として輸入される商標権侵害物品に対する水際取締りの強化を要望。

株式会社日本国際映画著作権協会

- ・近い将来、正しい方向への一歩として、リーチサイトが民事上の差止請求や刑事罰の対象となるように日本の著作権法が改正されることを強く支持します。
- ・創造的なエコシステムの継続的な成長を確実にするには、既に日本の著作権法において定められているように、強力な著作権保護、視聴覚作品の適切な保護期間並びに著作権侵害行為についての民事責任及び刑事責任についての制度が必要です。
- ・クリエイティブコンテンツ業界全体を保護し成長させるためには、オンライン上に違法にアップロードされているクリエイティブコンテンツに利用者がアクセスすることで生じている重大な経済的損失を防ぐ必要があります。

- ・オンライン上の著作権侵害に対抗し、オンライン環境の課題に積極的かつ効果的に対応するには、海外サイト又は海外に所在するサーバー等を使用することで、運営者がその身元や所在を隠して運営しているウェブサイトに違法にアップロードされているクリエイティブコンテンツに、日本の利用者がアクセスするための手段を効果的に減らすための強力なアプローチが必要です。
- ・不正に権利侵害をしているウェブサイトを対象とするサイトブロッキングの制度を著作権法に盛り込むことを求めます。
- ・現在、著作権侵害行為に対する民事責任及び刑事責任は日本の著作権法に規定されていますが、サイトブロッキング等の救済手段がない限り、侵害コンテンツを扱う海外のサイト運営者や海外のサイトが日本市場に入り込んでくることを阻止することはできません。
- ・オーディオビジュアル・エンタテインメント企業を含む著作権者の権利と利益を完全に保護するために、サイトブロッキング制度の採用を検討するよう日本政府に要請します。他の国々と同様に、サイトブロッキングは、インターネットサービスプロバイダに合理的な手順により利用者が侵害ウェブサイトへアクセスすることをやめさせるよう義務付ける一方で、当該著作権侵害についてインターネットサービスプロバイダの責任を問わないとすることで、問題のない権利救済措置になり得ると考えます。
- ・細かく調整されたサイトブロッキング制度を法制化することに加えて、著作権者とISP間において協力体制を構築することは、そのような自主的な協力のための運用組織や具体的な運用方法を確立するために望ましいステップであると考えます。これに関連して、JIMCAは、適切かつ効果的な体制を構築するために、主管官庁や関係者と意見交換できれば有難いと考えており、またJIMCAにはそれらの意見交換をする用意があります。

一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン

- ・商標権侵害物品の個人使用目的所持・輸入を規制すべきと考えている。携行品または既に使用している品以外の商標権侵害物品の輸入は認めないという米国の法制やEU及び韓国の措置は、極めて注目に値するところであり、日本の商標法制との違いを踏まえつつ個人輸入の規制について是非検討をお願いしたいと考える。
- ・海外サーバにホスティングする「なりすましECサイト」（「商標権侵害物品販売サイト」、「詐欺サイト」、「偽サイト」を総称して「なりすましECサイト」という）の被害が収まらない状況を鑑み、なりすましECサイトの送信情報を違法情報とする事、インターネット上のなりすましECサイトへのアクセスをブロッキングする事等を検討して頂きたい。
- ・国内取締については、刑事事件の進展について把握しやすいようにして頂けるとありがたい。又、商標権侵害物品の販売を既に停止している事件についても摘発を積極的にして頂きたい。又、商標法に精通されていない検事に対して同法についての研修の機会を作って頂きたい。
- ・税関での認定手続について、国際郵便貨物（EMS）の送り状の写真を認定手続開始通知に添付し、送り状記載の輸入者の電話番号を認定手続開始通知に記載する事、認定手続開始を権利者に電子データで通知する事、権利者側からの疑義貨物の真贋を判断するための機器（ハードウェア・ソフトウェア）を受け入れる事等に付き検討して頂きたい。又、輸入差止申立について、添付資料である侵害疎明のさらなる簡

略化と、輸入差止申立の手續及び受理されている輸入差止申立に権利・商品を追加する場合の手續の簡素化をご検討頂きたい。

- ・特定商取引法の強化、損害賠償金を回収できるようにするための手当、国際郵便貨物（EMS）が違法行為に利用されないようにする法令整備等についてご一考頂きたい。又、類似・混同に該当するかどうか微妙ではあるがフリーライドしている事が明らかな商標については、権利者が救済を受けられるような規定を商標法ないし不正競争防止法に設けて頂きたい。
- ・被害回復を円滑にするため、商標法 39 条で準用する特許法 105 条の 3 を活用して頂きたい。又、被害の立証責任を推定する等として軽減して頂きたい。
- ・商標法 4 条 1 項 15 号の混同のおそれについての知財高裁はじめ裁判所の解釈が極端に狭いと感じるので意見としてお聞き頂きたい。
- ・在留許可申請の際に海外から商標権侵害物品を送らせると例え私物でも違法となる事がある旨と銀行口座を貸したり売ったりすると在留資格に影響する事がある事を周知して頂きたい。
- ・C t o C サイトで、個人使用目的での模倣品輸入への対策の一環として、出品地を偽った場合に出品禁止にする等の対策を強化していただきたい。又、C t o C サイトの出品者が商標権侵害物品を販売した場合、出品者から違約金を徴収し、権利者に分配する仕組み等を検討してほしい。

日本弁理士会

- ・模倣品の輸入規制の強化のために、喫緊の対応策として、「輸入……する行為」（商標法 2 条 3 項 2 号、意匠法 2 条 3 項等）の主体を外国の販売業者等と認定判断する余地を肯定する解釈論を採用することを検討すべきである。
- ・そしてまた、かかる解釈論を現在あるいは将来において採用・適用し難い場合を念頭に、抜本的な解決のための立法論として、模倣品を業としてではなく輸入する行為（但し、輸入者が譲受け時に模倣品であることを知らず、かつ、知らないことにつき過失がない場合を除く。）を商標権等侵害と見做す規定を商標法第 37 条等に新規に創設する（但し、商標法第 78 条の 2 等所定の罰則からは除外する。）ことを、上記解釈論と並行して検討すべきである。

ファッションローインスティテュートジャパン

- ・模倣品の個人使用目的の輸入に関し、「知的財産推進計画 2019」においても継続して対応をご検討いただきたい。
- ・個人使用の抗弁が、真に目的とするケースとは異なるケースに利用されてしまっている状況や、真に個人使用目的での輸入であっても、それがその後の国内での模倣品売上の急増に寄与してしまっている現状においては、なんらかの法改正または解釈による実務運用の変更が必要であると考えます。特に昨今、欧州や韓国その他の諸外国においては、同様の問題に対応するために法改正や解釈の変更が行われており、個人使用の抗弁をある程度制限することによって、模倣品の自国内での流通を防ぎ、ファッション産業及び消費者の保護を図る国が増加しております。このような国際的な状況下において、日本では未だに個人使用の抗弁を主張することで容易に模倣品の通関が可能であることから、模倣品の販売業者にとっては、日本が格好の標的となり、被害状況は今後さらに深刻になると考えられます。

- ・近時、中国やヨーロッパ、最近では日本でも悪意の商標権先取りが大きな社会問題となっているように、合法的であるならば何をしても許されるというのは先進国である日本のモラルの問題として許されないとの社会認識が醸成されているといえます。個人使用目的という建前であれば模倣品であっても商標の輸入等が可能であるという問題も、これと同列にモラルに反するものとして対応が検討されてしかるべき問題と思われまます。

株式会社KADOKAWA

- ・違法にアップロードされたコンテンツであることを知りながらダウンロードする悪質な行為については刑事罰をもって対処することに賛成ですが、新たな創作行為の萎縮につながるという懸念がクリエイターからも表明されていることについては、重く受け止めなければならないと考えています。クリエイターを守るはずの海賊版対策法制が創作活動を阻害する制度になってしまわないよう十分に配慮いただくとともに、制度趣旨と内容につきまして広く国民の理解を得られるよう丁寧なご説明をお願いいたします。
- ・サイトブロッキングの導入については、知財本部に設置されたタスクフォースでも議論がまとまらず、法制度整備の検討が遅れているように見えるのは懸念しているところです。即効性が求められる海賊版対策において、悪質な海賊版サイトに対抗する手段としてサイトブロッキングが最も有効な手段の一つであることは広く認識されていると理解しております。様々な論点を踏まえてどういう制度にするのかという方向で冷静に検討いただき、法制化について期限を定めて取り組んでいただくよう行動計画への明記をお願いいたします。政府の決定によりブロッキングの実施が提案されるという臨時措置が二度三度と発動することがないように、速やかな法整備を望みます。
- ・当社は静止画ダウンロード罰則化、サイトブロッキング導入のいずれにも賛成ですが、導入に際しては、国民全体が制度趣旨を十分理解することが重要であると考えています。これら制度の濫用により国民の権利が害されたりクリエイターの創作意欲が阻害されたりすることがないように、関係省庁におかれましては、運用状況をしっかりモニターできるような体制づくりをご検討いただけると幸いです。
- ・著作権侵害防止に向けた「教材の開発」および「国民への啓発活動」はぜひ今年度も継続いただきたいと思います。

ヤフー株式会社

- ・現代におけるインターネットが果たす情報流通の基盤としての重要性に鑑み、インターネット上の知的財産侵害対策の検討は十分慎重に進めていただきたい。
- ・インターネット上の情報流通そのものに強い制限を課す法規制は、国民の表現の自由に対して極めて強い制約力を持っており、当該規制の採用の是非については極めて慎重な判断が必要となる。
- ・リーチサイト規制やダウンロード違法化についての議論が進められているところであるが、両規制とも、国民の表現の自由への影響等に鑑み、仮に法改正により規制を及ぼす場合には、それぞれ立法事実との関係で必要最小限の制約となるべく、規制の範囲について十分に議論を尽くした上で慎重に進めるべきである。
- ・リーチサイト規制やダウンロード違法化のように、インターネット上の情報の自由な流通の阻害の危険性を含む法規制を安易に一時的な海賊版対策として選択する

ことが果たして実効性等に鑑みて適切といえるのかという点に留意したうえで、大元の違法サイトへの差止の実効性の確保や、著作権制度への国民の意識向上を目指した教育・啓発活動の実施なども含め、様々な角度から、学識者、権利者、インターネット事業者のみならず、利用者を含むあらゆるステークホルダーの連携の下、継続的に議論を行っていただきたい。

一般社団法人 日本知的財産協会

- ・越境して生じている著作権侵害については、サイトブロッキング、リーチサイト規制などが検討されてきましたが、根本的な解決のためには、海外のサーバーにアップロードされる侵害著作物について、わが国著作権者が権利の執行を得にくい点の解決が必要であると考えます。引き続き政府の取り組み（個々の権利者の負担を軽くするような制度的枠組み等の整備、権利執行の強化等）をお願いします。
- ・日本企業の被害の大きさを考慮すれば、国内での対策よりも国外での取り締まりに貢献することが適当であると考えます。そのため、諸外国における模倣品・海賊版対策について、各国の所管当局との連携と協力関係の促進を進め、日本企業に対する情報提供や指導などの支援を実施して頂きますようお願いいたします。特に新興国での模倣品・海賊版対策では、意匠権、商標権が有効であり、これらの権利の活用が適切に行えるよう、権利の取得、侵害の捕捉、罰則の執行に関し、法律制度の整備の促進を支援をお願いします。

個人

- ・アメリカ等と比べて遜色の無い範囲で一般フェアユース条項を導入すること、ダウンロード犯罪化・違法化条項の撤廃並びにTPP協定・日欧EPAの見直し及び著作権の保護期間の短縮を求める。有害無益なインターネットにおける今以上の知財保護強化、特に著作権ブロッキング及び補償金の矛盾を拡大するだけの私的録音録画補償金の対象拡大に反対する。今後真の国民視点に立った知財の規制緩和の検討が進むことを期待する。

個人

- ・政府や文化庁による海賊版対策である俗に言うダウンロード禁止法に静止画を盛り込む改正案に対し、逆にインターネット上の表現や言論の自由を損ない、通信の秘密を侵す点、また海外の事例を見てもダウンロード規制は文化庁の示す資料とは違い、多大な悪影響を与える割に効果が全くなかった事実などを踏まえ、この規制が行われる事により、より創作物境界の衰退を招きかねない点から反対する。

個人

- ・ダウンロードの違法化が海賊版に効果がないこととは、映像・音楽が違法化された後も、Anitubeのような違法動画サイトが長く生き残っていたことが証明しております（こちらは昨年に「違法アップロード」で閉鎖されました）また、文化庁の有識者の報告書でも効果的ではない点が指摘されております。（審議を継続するべきだという連盟の意見書も提出されました）効果がないばかりか、漫画家が自身が行う情報収集の阻害やファン活動の委縮を招き、本来守るべき権利者を逆に追い詰める形になります。

- ・私はこの海賊版対策として行ってほしいのは、「違法アップロードは犯罪です！」と大きく広告することです。はっきりと「違法アップロード禁止」というのを各書店のポスターやコミックスの折り込みチラシに封入の方が効果的ではないでしょうか。「違法ダウンロード禁止」を各媒体に掲載しても、それを目にした人は既に合法的に入手しており違法に入手する必要がありません。逆に、合法的に入手しても、違法にアップロードする可能性はあるのですから「違法アップロード禁止」は効果的です。また実際に摘発事例もあるので、その事例を広告することで抑止にもなります。また、アップロードを摘発することに漫画家もユーザーも反対していません。
- ・確実なことを早急に行うというのであれば、権利者である漫画家自身が反対しており、有識者も審議を深めるべきとするダウンロード違法化ではなく、現行の違法性を強くアピールすることの方が、確実で効果的であり早急に行えるのではないのでしょうか。

個人

- ・著作権法の問題点、主に親告罪を前提に設計されている法体系について、昨年に引き続き修繕を希望する。具体的には、著作権法の親告罪規定の部分の修正を指す。
- ・現在、TPP が発効しても二次創作分野の壊滅を免れる程度には制度の整理が進んでいるが、それでも大元の法文の不備を修正しておくに越した事は無い。
- ・現に、一昨年は二次創作分野がテロ等準備罪法案に不当に巻き込まれて壊滅するのではという危惧が蔓延していた。